

平成18年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成18年3月20日(月曜日)

議事日程 第3号

平成18年3月20日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 行政報告

日程第2 請願第1号 みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願について

請願第2号 みなかみ町教育施設建設に関する請願について

陳情第2号 新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策について

陳情第4号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について

日程第3 陳情第5号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情について

日程第4 陳情第3号 布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設について

日程第5 認定第1号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定について

認定第2号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定について

認定第4号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定について

認定第7号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算認定について

認定第8号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について

日程第6 認定第9号 平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定について

認定第10号 平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第11号 平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定について

認定第12号 平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定について

認定第13号 平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について

認定第14号 平成17年度群馬県利根郡水上町水道事業会計決算認定について

日程第7 認定第15号 平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定について

認定第16号 平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定について

認定第17号 平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算認定について

認定第18号 平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算認定について

認定第19号 平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算認定について

認定第20号 平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定について

認定第21号 平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算認定について

認定第22号 平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算認定について

- 認定第23号 平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 認定第24号 平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定について
- 日程第 9 議案第52号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算について
- 議案第53号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第54号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算について
- 議案第55号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について
- 議案第56号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第57号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算について
- 議案第58号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算について
- 議案第59号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算
について
- 議案第60号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算につい
て
- 議案第61号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
- 議案第62号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第 1 0 議案第66号 みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第67号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第68号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第 1 2 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 1 3 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (43人)

1番	島崎栄一君	2番	鈴木俊夫君
3番	高橋市郎君	4番	牧繪敏彦君
5番	久保秀雄君	6番	林喜一君
7番	小野章一君	8番	中村正君
9番	安達澄君	10番	鈴木幸久君
11番	河合幸雄君	13番	森下直君
14番	中里英夫君	15番	松井田均三郎君
16番	原澤好治君	17番	根津公安君
18番	速水一浩君	19番	馬場春夫君
20番	山岸勝君	21番	本多秀律君
22番	今井肇君	23番	傳田創司君
24番	石田武男君	25番	松井秀明君
27番	西田美江君	28番	小野登美司君
29番	富澤豊君	30番	林多加志君
31番	林由紀男君	32番	竹内慎吉君
33番	持谷順一郎君	34番	木村光一君
35番	生方昭一君	36番	高橋忠夫君
37番	神保啓光君	38番	戸田宣男君
39番	倉澤長男君	40番	小崎洋一郎君
41番	高橋光夫君	42番	大坪進君
43番	眞庭幸男君	45番	阿部源三君
46番	増田宗利君		

欠席議員 26番 番場正吉君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議事係長 内田保
書記 澤浦厚子 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	総務課長	櫛渕哲夫君
水上支所長	阿部正一君	新治支所長	石坂一美君
財政課長	木村一夫君	地域振興課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	原澤和己君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
商工観光課長	阿部一司君	建設課長	鈴木初夫君
上下水道課長	青山実君	教育長	登坂義衛君
学校教育課長	小泉行夫君	生涯学習課長	宮下達男君
都市計画課長	若桑一雄君		

開 会

午前10時開会

議 長（増田宗利君） おはようございます。

本日は、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、42名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

開 議

議 長（増田宗利君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

議 長（増田宗利君） 日程第1、行政報告を行います。

町長と教育長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

まず、はじめに町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お許しをいただきましたので、2点行政報告をさせていただきます。

まず、本町の財政状況につきまして、最近の状況をお知らせいたします。

3月13日に、平成17年度特別交付税の配分が示され、みなかみ町の配分額が総額6億3,910万1千円と決定されました。

ご承知のとおり、特別交付税は普通交付税によって捕捉できない地方公共団体の特殊事情や、災害等を勘案して交付されるもので、みなかみ町の特殊事情としては、一例を挙げますと、猿などの有害鳥獣駆除の経費、三峰トンネルの電気代などの維持費、遭難救助や登山道整備などがあります。これら特殊事情の他、本年度は合併支援ルール分として、3億4千万円と、豪雪に対する除雪経費等が含まれており、平成16年度の3町村に交付された額と比較しますと、合併支援ルール分を差し引くと、金額で約6,200万円の減、率では約17%の減となっております。

本年度、県及び市町村に交付される特別交付税総額は、175億8千万円であり、県下33町村に配分された総額は48億9千万円でありまして、みなかみ町に配分された額は町村分の13%でありました。新町の17年度予算で2億3,500万円を既に見込んでありますので、差額4億円余りは、その分の財政調整基金繰入金を減額いたします。

次に、本町の基金の状況についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしてある基金の調書をご覧ください。平成17年度末の基金残高見込みは、財政調整基金7億7,900万円、減債基金1億2,700万円、地域福祉基金1億5,300万円、教育環境整備基金2億1,300万円など、一般会計関連で目的基金を含めた総額は14億9,100万円、特別会計関連は4億1,200万円であり、合計19億円余りとなります。

平成18年度予算編成にあたり、財源不足分を基金繰入金で補っておりますが、この金額は約5億3千万円ほどになると思います。さらに合併振興基金3億円を積み立てますの

で、平成18年度当初の一般会計分の基金残高は12億7,500万円程になる見込みでございます。合併振興基金は、旧3町村住民の一体感の醸成と地域ごとの個性ある振興を図る事業の財源に充てるため、17億4千万円を目標に基金造成をしまいたいと考えております。

本年の豪雪対策にみられるように、一旦災害に見舞われますと、数億円規模の財政支出を余儀なくされます。安心、安全な町づくりを推進してまいります。いざ、災害等緊急を要する財政措置に備えるべく、この現在高を維持して行きたいと考えております。

平成18年度以降の事務事業実施にあたっては、補助金及び合併特例債を有効活用し、地域間交流を盛んにし、観光・農業・産業の地域経済再生を図ってまいります。

また、本年9月から導入予定の公共施設における指定管理者制度や施設の統合、事務事業の民営化など、すみやかに検討・実行に移すことによって、住民サービスの向上と経常経費の削減に取り組み、財政再建に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度におきましては、行財政改革調査会と並行して、職員によるプロジェクトチーム「地域再生プロジェクト」を発足させ、最小の経費で最大の効果が現れる効率的な財政運営方法と、地域の持続的な発展が図られるよう行政組織の見直しを含め、検討してまいります。

議員各位におかれましては、豊富な経験と卓越した知識のお立場から、今後ご指導賜りますようお願い申し上げます。

次に、豪雪対策本部解散について、ご報告を申し上げます。

昭和58年以来、22年ぶりの大雪は、みなかみ町に甚大な被害をもたらし、住民生活全般にわたり被害が生じたところでございます。

町では、昨年12月28日に豪雪対策本部を設け、県をはじめ関係機関のご支援を受け、住民のライフライン確保に努めてまいりました。

その対策は、生活道路の除排雪はもとより、一人暮らし老人宅の除雪及び除雪完了までの緊急避難措置、飲料水の確保、公共施設の除雪と様々な分野に亘り、その被害を最小限に食い止めることができました。

しかし、残念ながら藤原地区におきまして、一人の尊い人命が雪害によって失う事態も発生してしまいました。また、町職員においても、除雪作業中に家屋の倒壊と、屋根からの落雪により2名が負傷いたしました。幸い1名は軽傷で済みましたが、1名は一時重体に近い状態となり、議員各位にもご心配をかけたところでございますが、その後順調に回復し、現在は半日勤務ができるようになりました。

また、今回の大雪は、新町の除雪体制について思わぬ不備があり、月夜野地区の住民の皆様にご迷惑をおかけし、お叱りを多くの方々からいただきました。反省とともに改めてお詫びをする次第であります。来年度は、除雪体制を見直し万全を期してまいりたいと考えております。

さて、3月中旬となり、雪害の心配もほとんどなくなってきましたので、16日に豪雪対策本部を解散いたしました。また、利根沼田県民局に設けられていました利根沼田地域豪雪対策本部も同日解散しました。

豪雪対策本部を解散した後も、残雪による雪崩、融雪による土砂崩れなどに十分注意を払い、住民生活の安全確保に努めてまいります。

最後になりますが、このたびの大雪の対応に議員各位におかれましては、率先して吹雪荒れまくる中、水上地区の除雪にご協力を賜りましたことに対し、衷心より感謝申し上げます。

ますとともに、住民を代表して御礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

議長(増田宗利君) つづきまして、教育長、登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 教育委員会関係の行政報告を申し上げます。

すでに新聞報道等でご存知と思いますが、冬休みを5日間廃止したということでございます。みなかみ町立小学校及び中学校管理規則というのがあります。これは学校を管理する上で基になる大切な規則なのですが、その12条(3)に、冬期休業日後期というのがあります。休みがどうなったかと申しますと、一つが学年始め休業日4月1日から4月6日まで、(2)で夏期休業日7月21日から8月24日まで、冬期休業日前期12月25日から翌年1月7日まで、後期1月28日から2月3日まで、(4)で学年末休業日3月27日から3月31日まで、(5)群馬県民の日10月28日と、これが規則で決められております。この中の冬期休業日(後期)1月28日から2月3日までを廃止いたしますということでございます。

理由は、一つは学校週5日制によって、学力低下ということが盛んに問題にされました。そのために、文部科学省では教育課程を平成14年度に完全週5日制になったわけですが、その後、すぐに教育課程を改訂しました。そういうことで発展学習というのを設けまして、時間数がないと足りなくなったわけで、平成14年度のその時点から利根沼田では教育長会議で時間数の問題を協議してきましたけれども、この地域では厳寒期に回した夏休みの分を廃止することが良いだろうという考えは前からありました。いろいろ2学期制を取ったり、いろいろな工夫をして時間数を生み出すことをやっておりましたが、この地域ではそれが良いのではないかということは話し合われておりましたけれども、ここにきましていよいよ授業時数が窮屈だということで、この5日間を廃止するというにいたしました。

去る2月2日の教育委員会で決定いたしまして、学校の方に流しました。平成18年度から、この休みは40年以上も続いているものですから、いろいろ問題はあるのですが、学力向上を基に考えて廃止ということにいたしました。

以上報告を申し上げてご協力をお願いし行政報告といたします。よろしく願いいたします。

議長(増田宗利君) 以上で、行政報告を終わります。

-
- 日程第2 請願第1号 みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願について
請願第2号 みなかみ町教育施設建設に関する請願について
陳情第2号 新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策について
陳情第4号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」
提出に関する陳情について

議長(増田宗利君) 日程第2、請願第1号、みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願について、請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願について、陳情第2号、新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策について、陳情第4号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について、以上4件を一括議題といたします。

事務局に委員会審査報告書の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長富澤豊君。

(総務文教常任委員長 富澤 豊君登壇)

総務文教常任委員長 (富澤 豊君) 本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました、請願第1号、みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願について、請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願について、陳情第2号、新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策について、及び、陳情第4号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月14日、午前10時より委員全員、当局から教育長、担当課長、支所長等の出席を求め審査を行いました。

まず、請願第1号について上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された請願第1号は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号について上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された請願第2号は、起立少数をもって不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号について上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された陳情第2号は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号について上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された陳情第4号は、起立少数をもって不採択すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長 (増田宗利君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第1号、請願第2号、陳情第2号、陳情第4号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより請願第1号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、みなかみ町連合消防団月夜野第6分団詰所新築に関する請願については、採択することに決定いたしました。

これより請願第2号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番中村正君。

(8番 中村 正君登壇)

8番 (中村 正君) 請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願について反対討論を行います。

この請願につきましても、新治地区の「ゆたかな教育を考える会」からのものであります。請願事項として、「新治地区の小学校統合計画を一時凍結して、桃野小学校の体育館建設を先に着工して下さい」とのことですが、統合小学校建設にあつては、平成18年度～20年度までの3ヶ年計画で議会においても承認され、さらに18年度予算にも計上されております。

また、桃野小学校関係者からは、体育館新築を要望する請願を全会一致で可決していただいたことを感謝する中、今回のこの請願は、あたかも自分たちの体育館を先に建設してくださいとお願いしているようで、住民の皆様からは、桃野小学校関係者とゆたかな教育を考える会と結託しているようにも取られます。

そこで、桃野小学校関係者からは「桃野小学校」の文言を「他の教育施設」という文言に訂正していただきたい旨の申入書がゆたかな教育を考える会に提出済みでありました。にもかかわらず、訂正のないまま、3月15日付けの新聞に同じ内容のビラを入れたのは、誠に勝手きわまりない行動であり、桃野小学校関係者からすれば、到底許されるものではありません。申入書を全く無視した行動は、容認しがたく反対討論といたします。

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

9番安達澄君。

(9番 安達 澄君登壇)

9番 (安達 澄君) みなかみ町教育施設建設に関する請願に対する賛成討論をいたします。

最初に、まず主として教育や子供たちの発達という観点から、3つの点で述べた上で、最後に財政面の問題についてふれたいと思います。

これまで新治地区の小学校統合を押し進めてきたのは、少子化によって、児童数が減少しはじめ、社会性の訓練や子供同士の切磋琢磨がなくなり、資金面でも不経済といった一方的な理由からでした。

しかし、私は、そうした統合によって、子供たちの基礎的な体の発達、能力の発達などにむしろ悪い影響が与えるという危惧をもっております。

まず第一に、徒歩通学の大切さについて述べたいと思います。7歳から12歳までの6年間、小学校教育においては、バス通学の基準からも分かるように、毎日の徒歩通学により、子供たちが基本的な身体能力を充分に発達させ、自分たちが生活している身の回りの生活環境を五感のすべてでしっかりと受け止めていくことが大切な訓練の一つであると思っております。

そうした能力を培うには、自分の足で、自分の目と耳で、自分の心と頭で、自然や社会の「ものごと」に直にふれる必要があります。そうした積み重ねの中から、思考力や社会

性も育まれていきます。これは一朝一夕で身に付くことではありません。この自然環境の厳しいみなかみ町を将来担っていけるのは、かつて農村の子供たちがそうであったように、たくましい育ち方をした子供たちだろうと思います。バスや自動車による送り迎えは、子供たちの訓練の場を奪ってしまいます。

人間は、二本足で歩き始めたことにより、頭脳も、手も、言葉も、発達してきました。最近の科学的な研究が示すとおり、歩くことを奪われた子供たちは、体の発達だけでなく、頭脳の発達や言葉の発達まで奪われてしまうと思います。大人の浅はかな判断によって、子供の成長にとっての大切な条件を奪ってしまうのは実に愚かなことではないでしょうか。

第2点、少人数教育について述べます。

少人数教育の弊害を云々される方もおられるようですが、むしろ最近では、フィンランドやデンマークなどの例にも見られるように、少人数学級を目指すのが、世界の教育の主流になっています。都会の大人数学級においては、情緒不安定で落ち着きのない生徒や落ちこぼれの生徒が増えています。教育の荒廃を招いています。

それなのに、教育環境がもっとも恵まれているはずの新治地区で、わざわざ少人数学級をやめようというのですから、誠に理解に苦しみます。

第3に、地域文化という観点から考えてみたいと思います。

昔から、小学校やお寺は地域文化の核であり、精神的な支柱でした。これは日本でも、外国でも同じだと思います。全国各地で見るとおり、一旦小学校が廃校になった地域は、精神的な支えを失い、急速な荒廃を招くものです。単に小学校の建物を失うだけでなく、地域住民が大人も子供も「心のよりどころ」をなくし、内側から自然崩壊していきます。

最後に財政面にふれておきたいと思います。

現在、みなかみ町の財政は危機的な状況にあります。それなのにわざわざ15億円もかけて、新治小学校統合校舎の建設を進める必要があるとは思えません。

すでに述べてきたように、子供たちのためにもならず、地域のためにもならず、住民過半数の反対もある、財政面からもむしろ節約が迫られている、新治にはまだ30年も使える校舎が3つもあります。なぜ今、あえて新校舎の建設を推進するのでしょうか。

新治統合小学校建設費用の点では、18年度の国からの補助金の1㎡単価が、まだ確定しておりません。特例債が予定どおり出るという保障もありません。

したがって、みなかみ町の持ち出し分が、予定の5億円をはるかに超える可能性も高いと思います。

今、無理に新校舎を建てなくても、実際に児童数が減ってくれば、現状のままの校舎で充分足りるはずなのに、なぜ町長も、行政当局も、計画を急ぐのでしょうか。住民から見ても、これは不自然な強引なやり方としか思えません。それによって誰か、何か得なことでもあるのでしょうか。すでに新治村議会で決まったことだから、設計図の予算がもう通っているのだからといった安易な判断や説明では済まされません。

「君子は過ちを改むるに憚ることなかれ」という言葉があるように、いつでも軌道修正が可能なはずで、以上の理由から、新治の統合小学校建設は一時凍結し、全会一致で可決された桃野小学校の体育館新築を最優先させる、この請願に賛成いたします。

住民から提出された、この請願の趣旨を、よくご理解いただき議員の方々の的確なる正しい判断を心からお願いいたします。

議長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

17番根津公安君。

(17番 根津公安君登壇)

17番(根津公安君) 請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願に対しまして、原案に対する反対討論を行います。

請願者の新治地区での小学校統合問題について、地元関係者の「一時凍結」の心情も理解できますが、先般12月定例議会において、設計費予算を議決した以上、凍結を実現化することは、議会には法令上できません。

上程中であれば、減額修正という方法もありますが、一旦、議決された以上、予算の提案権を有する編成権・修正は、町長のみにも専属する権限であり、この絶対原則の中に今日の民主主義が存在するわけでありませぬ。

請願者の方々の熱き思いは思いとして、一つの方向が出た以上は、ゆたかな教育を考へる方法は少人数であれ、大人数であれ、豊かな心を育むという観点になれば、とらわれぬ様々なアイデアが生まれるのではないでせうか。

今後は、みなかみ町全体の問題として、とらえる必要性を感じます。

今回の請願趣旨、事項等の内容は理解できますが、それ以前の問題として、一度議決した事項を覆すような議会では、議会全体の信頼を失墜するばかりでなく、行政の混乱を招くことは明白であり、採択に同調するわけにはまいりませぬ。

以上を申し上げ、請願第2号の原案に対しましての反対討論といたします。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 請願第2号、みなかみ町教育施設に関する請願について、採択すべき立場から討論いたします。

本請願は、「新治地区の小学校の統合計画を一時凍結し、桃野小学校の体育館建設を先に着工して下さい」という内容であります。

賛成理由として、新治地域住民の過半数を超える3,500の統合反対の署名が寄せられていること。猿ヶ京小は、築後13年の立派な木造校舎であり、優れた教育環境が整っており、須川小も築後19年の旧三国街道須川宿の景観に合わせた、切り妻の屋根瓦を乗せた素晴らしい校舎であり、いずれの施設も地元学区の多大な勤労奉仕で造られたものであり、地域住民にとっては拠点施設であり、廃校にすることへの心の整理も、十分な理解もされていない。さらには、みなかみ町全体の教育施設の現状を客観的に見た場合、新治地域の小学校統合の優先順位が高いとは考えられない。

桃野小学校の体育館の建設については、12月議会において全会一致で採択がされていることから、「優先して着工すべき」という請願は2万4千人の町民すべてが理解できる請願ではないでせうか。

新治地区の0～6歳までの児童数は23人から58人というデータが示されているように、将来的見地から考へても、新巻小を解体して統合校舎建設の合理性は無いと考へます。

さらには、桃野小学校のPTA会長から、本請願に対して「請願項目から、桃野小学校体育館を先に着工して下さい」の表記の削除を求める「申入書」が、みなかみ議長宛に提出されていますが、憲法で保障している国民・町民の請願権の否定であり、しかも議長が請願者に請願項目の文言の削除を打診したとの行為は断じて容認できません。

いずれにしても、みなかみ町教育委員会は教育施設整備検討委員会設立準備会が2月28日に設立され、行政区の区長代表や学校長、PTA会長など50数名の検討委員が選考

されたようであります。

したがって、新治地域の統合計画は一時凍結し、その結論はみなかみ町の教育施設の全体を客観的に考慮する中で、将来に禍根を残さない決定がされるべきであります。

以上の立場から、本請願は採択すべきものと考えます。以上申し上げまして討論といたします。

議長（増田宗利君） ほかにありませんか。

1 番 島崎栄一君。

（1 番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） 新治地区の小学校統合計画を一時凍結し、桃野小学校体育館建設を先に着工して下さいというこの請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

まずですね、この小学校の統合小の建設は非常に急ぎすぎだと思います。今、町は金がなく、15億円という金額は大変貴重です。町の負担が5億円になるか、7億円になるかわかりませんが、たとえ1億円でも貴重なのが、今のみなかみ町の現状です。そういう中でこの統合小を急ぐことは間違いではないかと感じています。

なぜ、間違いではないかといいますと、以前ですね、うららの郷というところに温泉を掘りました。1,300万円かけて温泉を掘ってですね、住んでる人たちに利用してもらおうと、それを販売促進にしようということで掘ったんですけども、掘ってですね、お湯が出てきて、住んでいる人たちにこのお湯を引きますかと聞いたたら、要らないと、要りませんということで、結局全然使われていないんですね。ですから、ものの順番として、20軒なら20軒、住んでる人たちにこうアンケートならアンケートして聞いてみて、温泉が掘って出てきたら利用しますかという調査をして、その結果、要りません、温泉が出たとしても使いませんという結果が出れば、1,300万円の出費をしなくて済んだかもしれないんですよ。

それとそのものの順番、まず調査をして、住民の意見を聞いて、やらないとお金が無駄になっちゃうということがあります。この統合小なんですけども、新治には実は小学校が今3つありまして、須川小、猿ヶ京小学校は新しくて、耐震補強も要りません。非常に良い学校です。

新巻小学校は築30年ぐらいで耐震補強が必要なわけなんですけども、この少子化が進む中でですね、統合したら良いんじゃないかという人の意見があるのも分かります。

ただし、私は個人的には、教育的には、安達議員と同じように、できる限り地域に小学校があった方がいいと思っています。その3校存続した方がもちろん良いという中で、それでも統合したいという意見があるっていうのも認めつつ、いろんな検討をする中でですね、建物が今3つある、2つは全然OKだというなかで、新巻小にもし統合してもスクールバスです。半分以上はスクールバスです。須川小学校、猿ヶ京小学校を利用しても、スクールバスになります。同じスクールバスを利用するなら、建て替えをして金かけるのではなくて、国道沿いは例えば猿ヶ京小学校に行く、広域農道はスクールバスで須川小に行くという方法を使えば、新しい校舎を建てる必要はありません。新巻学区の中の師田とか羽場、これは新巻小から2.5km、3km近く遠くてですね、父兄の方々は安全のためにはスクールバスが欲しいという希望があります。

ですから、新巻小じゃなくて、須川小にスクールバスで行ってくれということになれば、新巻学区の師田、それから羽場、柳沼、堤あたりはかえって喜ぶんじゃないかと思います。下新田、今宿、布施あたりはですね、新巻小が近くですから、そんなに近くにあるのにせ

っかく歩いていけるのにバスになるのは嫌だと思える人もいられるかもしれませんが、ただし、これはアンケート調査が必要じゃないかと。父兄の方、住民の方に聞いてみてですね、須川小学校は、平らだし、災害の心配もないし、日当たりも良いし、校舎も良いと、安全のためにスクールバスで行くんなら、それでも良いですよという結果が出たとすれば、この15億円を使わなくて済むんですね。

ですから、急いで造るよりもまず調査をして、いやあそれでも新巻小を建て替えてもらわなくちゃ困るという調査結果が出れば、建て替えでも良いかもしれないですけども、やってみたら、新巻小は裏が崖だし、前が川だし、もともとお墓に建てたところでちょっと気持ち悪いから、良いよと、須川で良いよということではほとんどの人が賛成するなら、お金をかけずに済むんですね。町は、財政再建を一生懸命しなくちゃいけません。

ですから、急いでね、焦って、どんどん建てるっていうよりは、まず、こうちゃんと調査して、本当にそのお金をかけるべきなんかということを考えなくてはいけないと思います。今の統合小の設計図では、12教室の建物が建つことになっていますけども、人数をですね、新治地区の児童数の推移を見ると38人とか27人とか1クラスになっていきます。とすると今焦って15億円かけて造っても、出来た頃には6教室が空いちゃうと、そういう意味では投資の部だということがあります。ですから取りあえず、2億円か3億円の桃野小の体育館、小さい方をちょこちょこっとやっていて、3年ぐらいですね、出生数の推移を見れば、本当に12教室が必要なんか、それとも6教室で足りるんかっていうということも、見られるんですね。ですから、そんなに焦らずにですね、3年、5年、様子を見てですね、様子を見て、その児童の数を見ることによって、その12教室が無駄になる、12教室のうちの半分の6教室が無駄になるという投資の無駄も防げるということですから、一時凍結っていうのは非常に妥当ではないかと思えます。

桃野小の関係者から、訂正のって話がありましたけども、先程も大坪議員が言ったように、請願権っていうのは国民の権利ですから、誰がどのような請願を出すかというのは他の人からとやかく言われる筋合いはないんじゃないか、さらに言うと、その林強一さんのこの代表者の林強一さんの所にですね、訂正の要望が来たのは、非常に早かったです。

世間に知られるよりも前に、議員に資料が配られた途端に変えてくれということがありました。これは基本的には、この議員の中からその行政か、桃野小関係者は知らないはずなんですけども、この人たちに情報が出た時点ですぐぱっときたんですね。この中の人間から、桃野小関係者に話が行って、そのやったんじゃないかと思えます。

それからですね、ビラを出したという話がありますけども、この代表の林強一さんの所に激励の電話がたくさん来ました。ビラを出した途端に月夜野の方々から良くやってくれたと、頑張ってくれと、ぜひ桃野小の体育館の建設の方に賛成してくれて本当に有り難いと言うことで月夜野の人から12件も激励の電話がありました。批判の電話はなかったそうです。

それからですね、設計図ですね、設計図の予算が通ったということですけども、設計図が通ったから、はあ全部しなくちゃいけないということはないと思います。2年、3年、ゆっくりですね、図面を考えて待ってもらってもいいと思います。

太田市では、市庁舎を24階建てを造るということを決めて、造ってる途中で変更して12階にしました。造ってる途中でも変更なんですから、まだ、設計図の段階ですから、いくらでも変更可能ですから、ぜひこの請願を通して、みなかみ町の判断として、妥当な線にぜひ行って欲しいなと思えます。賛成をよろしくお願ひします。

- 議 長 (増田宗利君) ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。
請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願についてを起立により採決いたします。
本案に対する委員長報告は、不採択であります。
本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 (増田宗利君) 起立少数であります。
よって、請願第2号、みなかみ町教育施設建設に関する請願については、不採択することに決定いたしました。
これより陳情第2号について討論に入ります。
本案に対する委員長報告は採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて陳情第2号の討論を終結いたします。
陳情第2号、新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、採択することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第2号、新治広域農道と団体営農道交差点の交通事故防止対策については、採択と決定いたしました。
これより陳情第4号について討論に入ります。
本案に対する委員長報告は不採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番中村正君。
(8番 中村正君登壇)
- 8 番 (中村正君) 陳情第4号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出に関する陳情について反対討論を行います。
国民の安全や暮らしに直結する業務に対して、民間開放には慎重な対応をすることは当然であろうかと思えます。
しかしながら、民間開放と一体で、公務員の純減目標値が決定されているということですが、単純に感じ得ることは国家公務員を減らさないためのものであるとうかがえます。
市町村においては、平成の大合併によって、首長・三役の人数や、地方議会議員の大幅な減少に鋭意努力しているところであります。
行政改革推進事務局によりますと、今後5年間で国家公務員の5%以上純減を雇用不安なく、実現するため新規採用を抑制して、配置転換を進める一方、希望者には民間企業への移籍も可能とする「セーフティネット案」をまとめ、純減の具体策を検討する「行政減量・効率化有識者会議」の会合で提示し、その案によると閣僚らをメンバーとする「国家

公務員雇用調整本部」を新設、また、地方の出先機関の職員についても、同様の機能を持つ「地方推進協議会」を設けることとなっております。

よって、意見書を提出する時期ではないと判断して反対討論といたします。

議長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 私は陳情第4号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出に関する陳情について、採択に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

現在、公共サービスの充実を求める声は国民の間に満ちいると思います。小泉首相は「規制緩和」とか、「官から民へ」などとよく発言いたしますが、結果の一つとして、耐震強度偽装事件が発生いたしました。

姉歯1級建築士の設計によるマンションやホテルの中には、震度5弱で倒壊するものが多数あるとして、新聞・テレビが連日報道したところであります。

ご案内のように、地震による建物被害は震度5からとなっております。建物被害が発生しない地震は震度4以下ということであり、震度5弱で被害が発生するということは、真っ先に倒壊するのは耐震偽装が行われたマンション・ホテルですよということであり、規制緩和の象徴的事件となりました。評論家が、この事件を「氷山の一角」と論表したとおり、姉歯設計以外でも耐震偽装が明らかになりつつあります。

国民の生命、財産を守る立場に軸足をおくならば、安易な民間開放には問題があります。

国民生活の安全・安心を確保するためにも、本陳情を採択していただきたいことを申し上げまして、私の討論といたします。

議長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（増田宗利君） 起立少数であります。

よって、陳情第4号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情については、不採択と決定いたしました。

日程第3 陳情第5号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情について

議長（増田宗利君） 日程第3、陳情第5号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情についてを議題といたします。

事務局に委員会審査報告書の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長馬場春夫君。

(厚生常任委員長 馬場春夫君登壇)

厚生常任委員長(馬場春夫君) 本定例会において、厚生常任委員会に付託されました、陳情第5号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員全員、当局から担当課長、課長補佐及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された陳情第5号は、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長(増田宗利君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより陳情第5号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。

陳情第5号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情については、趣旨採択と決定いたしました。

日程第4 陳情第3号 布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたいについて

議長(増田宗利君) 日程第4、陳情第3号、布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたいについてを議題といたします。

事務局に委員会審査報告書の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長傳田創司君。

(産業観光常任委員長 傳田創司君登壇)

産業観光常任委員長(傳田創司君) 本定例会において、産業観光常任委員会に付託されました、陳情第3号 布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたいについて、審査の結果をご報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員13名、当局から担当課長、課長補佐

及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程を行い、課長より図面による詳細な説明を受け、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された陳情第3号は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長（増田宗利君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する委員長報告は採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて討論を終結いたします。

陳情第3号、布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設をお願いしたいについてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、布施上原地区内町道にU字溝を道路横断状に敷設については、採択と決定いたしました。

議長（増田宗利君） この際、休憩いたします。11時20分から会議を再開いたします。

（11時05分休憩）

（11時20分再開）

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5	認定第1号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定について
	認定第2号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について
	認定第3号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定について
	認定第4号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について
	認定第5号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算認定について
	認定第6号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定について
	認定第7号	平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算認定について

- 日程第6 認定第8号 平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について
- 認定第9号 平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定について
- 認定第10号 平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定について
- 認定第11号 平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定について
- 認定第12号 平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定について
- 認定第13号 平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について
- 認定第14号 平成17年度群馬県利根郡水上町水道事業会計決算認定について
- 日程第7 認定第15号 平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定について
- 認定第16号 平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定について
- 認定第17号 平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算認定について
- 認定第18号 平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算認定について
- 認定第19号 平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算認定について
- 認定第20号 平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定について
- 認定第21号 平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算認定について
- 認定第22号 平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 認定第23号 平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第24号 平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定について

議長（増田宗利君） 日程第5、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定についてから、日程第8、認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定についてまでは、関連する議題でありますので、以上24件を一括議題といたします。

事務局に委員会審査報告書の朗読をいただきます。係長。

（係長朗読）

議長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、所管の委員長報告を求めます。

まず、はじめに総務文教常任委員長富澤豊君。

（総務文教常任委員長 富澤 豊君登壇）

総務文教常任委員長（富澤 豊君） 本定例会において、総務文教常任委員会に付託された、認定第

1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定、認定第9号、平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定、認定第15号、平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定のうち、歳入全般、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について及び、認定第16号、平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月14日、午前10時より委員全員、当局から教育長、担当課長、支所長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程については、認定第1号のうち総務文教常任委員会付託分の上程を行い、次に、認定第9号のうち総務文教常任委員会付託分の上程を行い、次に関連する認定第15号のうち総務文教常任委員会付託分、認定第16号を一括して上程し、ただちに質疑に入りました。

慎重に審議をいたした後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された認定第1号、認定第9号、認定第15号のうち総務文教常任委員会付託分の3件は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、認定第16号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長（増田宗利君） 次に、厚生常任委員長馬場春夫君。

（厚生常任委員長 馬場春夫君登壇）

厚生常任委員長（馬場春夫君） 本定例会において、厚生常任委員会に付託された、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定、認定第9号、平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定、認定第15号、平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定のうち、歳出第3款民生費、第4款衛生費について及び認定第2号から認定第5号、認定第7号の平成17年度群馬県利根郡月夜野町の各特別会計決算認定5件について、認定第10号から認定第12号、認定第14号の平成17年度群馬県利根郡水上町の各特別会計決算認定4件について、認定第17号から認定第19号、認定第22号の平成17年度群馬県利根郡新治村の各特別会計決算認定4件について及び認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員全員、当局から担当課長、課長補佐及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程については、月夜野町、水上町、新治村、水上月夜野新治衛生施設組合、それぞれに関する議案ごとに、一括して上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたした結果、本委員会に付託された認定第1号、認定第9号、認定第15号のうち厚生常任委員会付託分、認定第2号から認定第5号、認定第7号、認定第10号から認定第12号、認定第14号、認定第17号から認定第19号、認定第22号及び認定第24号の決算認定17件は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長（増田宗利君） 次に、産業観光常任委員長傳田創司君。

（産業観光常任委員長 傳田創司君登壇）

産業観光常任委員長（傳田創司君） 本定例会において、産業観光常任委員会に付託された、認定第

1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定、認定第9号、平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定、認定第15号、平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定のうち、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、認定第6号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定、認定第8号、月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定について、認定第13号、平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業費特別会計決算認定について及び認定第20号、平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定について、認定第21号、新治村温泉事業特別会計決算認定について、認定第23号、新治村下水道事業特別会計決算認定について、審査の結果をご報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員13名、当局から担当課長、課長補佐及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程については、月夜野町、水上町、新治村、それぞれに関する議案ごとに、一括して上程を行い、ただちに質疑に入りました。

慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された認定第1号、認定第9号、認定第15号のうち産業観光常任委員会付託分、及び認定第6号、認定第13号、認定第23号（旧3町村の下水道特別会計）の決算認定6件は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第8号、認定第20号及び認定第21号の決算認定3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長（増田宗利君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより認定第1号から、認定第8号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第1号から、認定第8号までの質疑を終結いたします。

次に、認定第9号から、認定第14号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第9号から、認定第14号までの質疑を終結いたします。

次に、認定第15号から、認定第23号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第15号から認定第23号までの質疑を終結いたします。

次に、認定第24号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第24号の質疑を終結いたします。

これをもって、認定第1号から認定第24号までの質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

4 1 番高橋光夫君。

(4 1 番 高橋光夫君登壇)

4 1 番(高橋光夫君) 認定第1号、平成17年度月夜野町一般会計決算認定について反対討論を行います。

相次ぐ地方交付税、国庫支出金の削減などによって、地方自治体は年々厳しい財政運営を迫られております。当然のことながら、平成17年度月夜野町一般会計決算もこの厳しい状況を反映したものとなっております。

執行上の苦労や努力は認められますし、内容の点でも多くは同意できますが、引き続き消費税が公共料金へ上乘せされております。公共料金などは、非課税対象が当然と考えております。公約違反で導入された消費税には、元々反対ですが、さしあたって、公共料金への消費税上乘せ廃止を求める立場からこの部分には賛成できません。

また、農林水産業費の関係では、食糧自給率の向上とは相容れない減反・転作を推進するための施策が展開されております。

一方では、食糧自給率の向上をうたいながら、一方では米を含むすべての農産物の輸入を自由化し、減反・転作を推進するという整合性を欠いた国の施策には日本の農業を守るという観点が大きく欠落しております。

こうした国の施策を部分的に反映した内容もあります。以上のような内容をもつ決算認定には同意できません。反対を表明して討論といたします。

議 長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

これより認定第1号について起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第1号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町一般会計決算認定については認定されました。

これより認定第2号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

4 1 番高橋光夫君。

(4 1 番 高橋光夫君登壇)

4 1 番(高橋光夫君) 認定第2号、平成17年度月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について反対討論を行います。

この間、国民の命を守ることを最大の使命とする医療制度は、患者の負担増を伴う一連の改悪が進められてきました。

平成14年10月1日から、経過措置はありますが、国保の対象年齢は70歳未満であったものが、75歳未満に引き上げられるなど、健康保険法の一部改悪が進められました。

本決算には、被保険者に対する人間ドックの補助金・出産育児一時金の負担金など独自の施策も盛り込まれておりますが、基本的には国が進める連続的な医療改悪の方向に沿った決算となっております。このような内容をもつ決算認定には同意できません。

反対を表明して、討論といたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（5番 久保秀雄君登壇）

5 番（久保秀雄君） 認定第2号、平成17年度月夜野町国民健康保険特別会計決算認定について賛成討論を行います。

国保を取り巻く環境は、厳しさを増しております。国では安定的で持続可能な医療保険制度を堅持するための検討が進められているところです。

本町の国保会計につきましても、保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、収入の確保をはじめ、保険事業の推進、レセプト点検の実施等による医療費の適正化などに取り組んでおりますが、将来に向けて収支両面にわたる経営努力の取り組みをお願いいたしまして賛成討論といたします。

議 長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

これより認定第2号について起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第2号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町国民健康保険特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第3号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

4 1 番（高橋光夫君） 認定第3号、平成17年度月夜野町老人保健特別会計決算認定について反対討論を行います。

老人医療保険制度の対象年齢は、今まで70歳以上でしたが、平成14年10月1日以降、これが75歳以上に引き上げられました。

また、医療費の負担についても、一定以上の所得のある人については、これまで一割負担だったものが、二割に引き上げられるなど、老人医療無料制度から出発した老人保険制度は大きく崩れ去ってしまいました。国の失政による財政破綻のツケが、国民の命を守る医療制度にまで回されてきております。

基本的には、国の責任が大きく問われる問題ですが、本決算には町独自の施策もなく、国が進める負担増の方向をそのまま反映した決算となっております。

老人保険制度の内容充実を求める立場から、本決算の認定には同意できません。反対を表明して討論といたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（5番 久保秀雄君登壇）

5 番（久保秀雄君） 認定第3号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定について賛成討論を行います。

国においては、疾病構造の変化や医療の高度化等による医療費の増大に対応するため、医療保険制度改革が進められております。

本町の老人保健会計につきましても、事業運営は厳しさを増してきておりますが医療費

適正化対策等の推進に向けての制度の充実を期待し健全な事業運営にご努力いただきますようお願いします、賛成討論といたします。

議 長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

これより認定第3号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第3号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町老人保健特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第4号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

4 1 番 (高橋光夫君) 認定第4号、平成17年度月夜野町介護保険特別会計決算認定について反対討論を行います。

この介護保険は、制度創設の時点から、不測の事態に限定した減免措置を認める内容でありました。

しかし、低所得者に対する保険料・利用料の減免という、本来このような制度にあるべきものが、この介護保険にはありませんでした。また、介護保険導入前から低所得利用者に対する軽減措置が打ち切れ、昨年4月から10%負担となりました。

このようになし崩し的に負担増が進められるため、一番介護を必要とする低所得者の人たちが、本来受けるべきサービスを削って、サービスを受けているという事態が進んでおります。

せっかく、つくられた介護保険も、これでは本来の役目を果たすことにはなりません。こうしたことから、この問題について、独自に保険料や利用料の減免制度を作る自治体が、全国的に広がってきております。これは、本来国の責任において、実施すべきものでありますが、それまでの間、自治体が補完的にこの措置を執るべきであるとする立場で、私も制度発足の時から繰り返し、独自の減免措置を設けるよう求めて参りましたが何らの進展もありませんでした。

このような基本的な欠陥が是正されないまま、介護保険制度が運用されること自体、大いに問題ありとする立場から本決算認定には同意できません。

以上の理由から反対を表明いたしまして討論を終わります。

議 長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(5番 久保秀雄君登壇)

5 番 (久保秀雄君) 認定第4号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定について賛成討論を行います。

平成17年度は、介護保険制度が発足して、6年目に入りましたが旧月夜野町の半年間の運営状況を見ますと歳入歳出のバランスも良く決算されており、健全運営が維持されてきたように見受けられます。

財政事情の厳しい中、今後もなお一層の介護保険料の徴収率向上や適正な介護給付をお

願いいたしまして賛成討論といたします。

議 長 (増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。

これより認定第4号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第4号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町介護保険特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第5号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

4 1 番 (高橋光夫君) 認定第5号、平成17年度月夜野町簡易水道特別会計決算認定について反対討論を行います。

本決算については、事業内容、決算内容等について、特に問題とするものではありませんが、消費税5%が転嫁された決算となっております。

公共料金への消費税上乗せ反対の立場から、この一点で決算認定には賛成できません。

反対を表明して討論を終わります。

議 長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第5号の討論を集結いたします。

これより認定第5号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第5号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町簡易水道特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第6号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

4 1 番 (高橋光夫君) 認定第6号、平成17年度月夜野町下水道特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

本決算に対する反対理由は、認定第5号、月夜野町簡易水道特別会計決算認定に対するものと内容が同じでありますので、討論を省略して反対討論とさせていただきます。

議 長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

これより認定第6号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第6号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町下水道特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第7号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番 (高橋光夫君) 認定第7号、平成17年度月夜野町水道事業特別会計決算認定について反対討論を行います。

本決算に対する反対討論につきましても、認定第5号、月夜野町簡易水道特別会計決算認定に対するものと内容を同じくしておりますので、討論を省略いたしまして反対討論とさせていただきます。

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第7号の討論を終結いたします。

これより認定第7号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第7号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町水道事業会計決算認定については、認定されました。

これより認定第8号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第8号の討論を終結いたします。

これより認定第8号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号、平成17年度群馬県利根郡月夜野町利根沼田広域観光センター特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これより認定第9号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番 (小崎洋一郎君) 認定第9号、平成17年度水上町一般会計決算認定に反対討論に参加をするものであります。

1点のみ申し上げます。当初予算作成時に不動産売却5千万円が歳入として見込まれておりました。その前の年も4千5百万円が計上されておりました。

しかし、執行率はゼロであり、考えるに予算編成に当たっての便法としか受け止めることができません。

予算編成に当たっての考え方そのものが問われる問題であることを指摘いたしまして、私の討論といたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第9号の討論を終結いたします。

これより認定第9号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第9号、平成17年度群馬県利根郡水上町一般会計決算認定については、認定されました。

これより認定第10号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第10号の討論を終結いたします。

これより認定第10号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議 長（増田宗利君） 異議がありましたので、これより認定第10号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第10号、平成17年度群馬県利根郡水上町国民健康保険特別会計決算認定については、認定されました。

議 長（増田宗利君） この際、休憩いたします。13時05分から再開いたします。

（12時05分休憩）

（13時05分再開）

議 長（増田宗利君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（増田宗利君） これより認定第11号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 認定第11号、平成17年度水上町老人保健特別会計決算認定について反対です。

お年寄りの医療費は原則無料化が望まれます。実際、以前は70歳以上は無料でした。

それが次々と改定されて有料となり、さらにお年寄りの医療費窓口負担が増大する改定も国で企図されているとのことであります。自治体は、住民の生活を守るために老人医療のさらなる改定を行わないよう国に強くはたらきかけることを求めたいと思います。

旧水上町は数年前まで68歳、69歳の医療費無料の優れた制度がありました。国の制度改正との整合性に欠けるため、町の老人に対する扶助制度は廃止になりました。

国も自治体もお年寄りに対して、あたたかくない政治が続いていることに憂いを抱いていることを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第11号の討論を終結いたします。

これより認定第11号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第11号、平成17年度群馬県利根郡水上町老人保健特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第12号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 認定第12号、平成17年度水上町介護保険特別会計決算認定に反対の立場を表明いたします。

ご案内のように、この介護保険制度が発足するとき、国民は大きな期待を寄せました。

当初、第1号被保険者は半年間、保険料無料、続く1年間は保険料半額ということで、国の並々ならぬ努力を感じ取り、お年寄りの介護には力を入れてくれるものとばかり思っていた方が多かったと思います。

ところが、実際、運用してみると、3ヶ年が経過して、保険料の見直し時になると、大幅な引き上げが行われたり、国は老人保健の施設入所者に対して、本年4月より、食事代、ホテルコストと称して部屋代までも受益者負担にするとのことであります。

低所得老人にとっては、介護保険という制度はあっても、制度を十分に利用・活用することができなくなる方が出現するものと思われれます。

お隣の埼玉県にあつては、ほとんどの自治体が介護保険制度に関わって、保険料・利用料の減免制度を確率し、実施しているとのことであります。

当町においても、低所得老人への保険料・利用料の減免制度を条例化してほしいことを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第12号の討論を終結いたします。

これより認定第12号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第12号、平成17年度群馬県利根郡水上町介護保険特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第13号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 認定第13号、平成17年度水上町下水道事業特別会計決算認定に反対いたします。

私は、消費税は公共料金になじまない税と考えております。消費税が転嫁されている事態の変更を求めて討論とさせていただきます。

議長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第13号の討論を終結いたします。

これより認定第13号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第13号、平成17年度群馬県利根郡水上町下水道事業特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第14号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 認定第14号、平成17年度水上町水道事業会計決算認定について反対いたします。

ここにも、消費税の転嫁がみられます。生命の水への消費税転嫁の廃止を求めて、反対討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第14号の討論を終結いたします。

これより認定第14号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第14号、平成17年度群馬県利根郡水上町水道事業会計決算認定については、認定されました。

これより認定第15号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

4 2 番 (大坪 進君) 認定第15号、平成17年度新治村一般会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

本決算は、月夜野、水上、新治、3町村の合併により、4月～9月までの中間的な会計ですが、3点について指摘をします。

その第一は、この決算が小泉内閣の悪政への防波堤となり得ているかどうかということであり、国の悪政は、消費税の増税計画をはじめ、年金、医療、介護保険料などの負担増は、国民生活を脅かし、生活保護世帯は60万世帯から100万世帯を突破し、1ヶ月の収入が数万円で生活を余儀なくされている高齢者が増えているというのが実態です。

しかし、本会計では、どれだけ憲法が求めている社会保障制度が具体的に生かされているか、極めて疑問であります。

自殺者は8年連続で3万人を突破し、旧新治村は10万人当たりで換算すると自殺死亡数78.9人と全国平均の3倍であり、今行政が何をしなければならぬかが問われています。

人間や社会に望みを失い、自らの命を絶つという悲惨極まりない事態を真摯に受け止め、憲法25条の精神が十分行政に反映されるよう最大限努力されるよう強くも求めるものであります。

第二は、町村合併推進費についてです。本決算は、8,675万9千円が計上され、日本一のバラ色の町を描くための会計であります。

しかし、現実には自治体リストラや住民サービスの低下であり、合併は住民負担増や都市と地方の格差を広げ、貧富の格差拡大を加速させていることは明らかです。まさに、「百害あって一利もない」ことを指摘しています。

第三は、小学校統合に係わってのプロポーザルへの謝礼30万円です。教育施設整備の緊急的課題は、新巻小の耐震補強と改修であり、保育園や幼稚園のプレハブ施設を解消して幼児教育に相応しい施設整備を第一義的課題として実現することであり、町長は、すべて住民の声を無視して統合校舎建設推進の予算執行を強行してきました。したがって、本決算認定は否とするものであります。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第15号の討論を終結いたします。

これより認定第15号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第15号、平成17年度群馬県利根郡新治村一般会計決算認定については、認定されました。

これより認定第16号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ないようですので、これにて認定第16号の討論を終結いたします。

これより認定第16号についてを採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第16号、平成17年度群馬県利根郡新治村自家用有償バス事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これより認定第17号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 認定第17号、平成17年度新治村国民健康保健特別会計決算について、反対の立場で討論いたします。

本特別会計について、私は予算において反対討論をしています。

その理由は、①として、国民健康保険は国民皆保険制度及び社会保障制度として創設されたものであり、その拡充を国や県に強く求めるべきであること。

②として、憲法25条の生存権や人権の問題として資格証明書の発行をやめ、すべての住民が安心して医療の恩恵に浴せるよう保険証を発行すること。

③として、療養給付費の増額を理由に国保税の値上げが計画され、税率改正についても応益負担率を大幅に引き上げ、所得の低い階層への負担をシフトする税率改正は理解できないなどの理由をあげて反対しました。

しかし、本決算年度は、応益負担が大幅に引き上げられ、滞納世帯は139世帯、資格証明書の発行は3世帯から43世帯と急増し、国保会計を一層危機的事態に陥っています。

国保会計の健全な財政運営の根幹は、社会保障制度として国が位置づけ、国庫負担の復元を強く政府関係機関に訴えることが重要であります。

以上の立場から本決算認定については反対であります。以上申し上げまして討論といたします。

議 長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第17号の討論を終結いたします。

これより認定第17号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第17号、平成17年度群馬県利根郡新治村国民健康保険特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第18号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 認定第18号、平成17年度新治村老人保健特別会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

老人保険制度の制定の主たる目的は、老人医療費無料化制度の廃止と差別医療、さらに

は、医療抑制をねらったものであり、20年余を経過した今日、その動きは顕著になっています。75歳以上の低額負担から定率負担導入によって、大幅な医療費負担増が課せられ、医療抑制が拡大されています。

高齢者福祉の拡充の立場から本制度を容認することはできません。以上、申し上げますと討論いたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第18号の討論を終結いたします。

これより認定第18号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第18号、平成17年度群馬県利根郡新治村老人保健特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第19号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

（42番 大坪 進君登壇）

4 2 番（大坪 進君） 認定第19号、平成17年度新治村介護保険特別会計決算認定について反対の立場で討論いたします。

今、小泉構造改革の一環として、社会保障制度や医療改悪が進められています。

とりわけ、今介護を必要とする高齢者へのサービス低下と負担増が大きな問題となっています。こうした弱肉強食の社会を推し進めようとする悪政に対して、防波堤の役割を果たす制度として、介護保険制度の拡充が求められています。

しかし、5年ごとの制度見直しによって、要支援と介護1の一部が介護保険から切り離され、「介護予防」として、一般財源化され、無料とされていた居住費や食費は利用者全額負担になるなど、利用者負担の増大で施設からの閉め出しに繋がっています。また、通所サービスを受けている人は、ディサービスを制限せざるを得ない人も続出することが予測されます。

このような状況下の中で、保険料の値上げで高齢者の生活が脅かされています。

お年寄りが安心してこの町に住み続けられる制度として、介護保険の果たす役割は極めて重要であり、国の社会保障制度の根幹として強く改善を政府関係機関に要請すると共に、自治体として一歩でも二歩でも前進する努力の取り組みを求めて反対討論いたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第19号の討論を終結いたします。

これより認定第19号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第19号、平成17年度群馬県利根郡新治村介護保険特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第20号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第20号の討論を終結いたします。

これより認定第20号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第20号、平成17年度群馬県利根郡新治村スキー場事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これより認定第21号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第21号の討論を終結いたします。

これより認定第21号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第21号、平成17年度群馬県利根郡新治村温泉事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これより認定第22号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 認定第22号、平成17年度新治村簡易水道事業特別会計決算に対して反対の立場で討論をいたします。

水と空気は人間の生命の根源であり、水に消費税を転嫁することに反対であります。

民主的税制の原則は、「累進税率を原則とし、生活費には税金を課税しない」ことが基本であります。

したがって、所得の多い人が高い割合で税金を負担し、所得の低い人や社会的弱い立場の人は負担を低くする、さらには、生きていくために必要な最低限度の生活費には、税金をかけない、この原則は固く守られなければならないと考えます。

しかし、消費税はどうでしょうか。逆累進税制の典型であります。消費税は民主的な税のあり方とは正反対の税金であります。

なぜなら、毎日の生活費にも税金がかかり、低所得の人ほど負担率が重い税金だからであります。以上の立場から本決算認定については反対であります。

以上申し上げまして、討論といたします。

議 長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第22号の討論を終結いたします。

これより認定第22号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第22号、平成17年度群馬県利根郡新治村簡易水道事業特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第23号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 認定第23号、平成17年度新治村下水道事業特別会計決算について反対の立場で討論をいたします。

認定第22号と同様、本会計も下水道料金に消費税が転嫁されており、廃止を求めるものであります。具体的内容については22号で述べていますので省略します。

以上申し上げまして討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて認定第23号の討論を終結いたします。

これより認定第23号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、認定第23号、平成17年度群馬県利根郡新治村下水道事業特別会計決算認定については、認定されました。

これより認定第24号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

42番大坪進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定に対して反対の立場で討論いたします。

本会計の歳入の約90%が旧3町村の負担金であり、支出のすべてがアメニティパークの運営費となっています。さらには、3町村の合併によって組合議会が解散したことによる議案でもあります。

決算書の資料によれば、16時間稼働で最大40トンの処理能力の固形燃料施設ですが、稼働日数154日、処理、日量20トンと稼働率50%以下の過大施設であり、そのことが過大な財政負担を招いているものと思われま。

2億5,095万円の公債費は、支出の50%を超え、公債費がゴミ処理コストを引き上げの要因となっています。

本来は、一般家庭ゴミの処理手数料は無料であるべきですが、この中には、直接搬入する一般家庭ゴミ処理手数料216万400円が計上されており、さらには、みなかみ町の

指定ゴミ袋は近隣の市町村より高い料金設定がされており、原則無料化をふまえて改善を求める立場から、本会計には反対であります。

以上申し上げまして討論といたします。

議 長（増田宗利君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて認定第24号の討論を終結いたします。

これより認定第24号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、認定第24号、平成17年度水上月夜野新治衛生施設組合一般会計決算認定については、認定されました。

- 日程第9
- 議案第52号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算について
 - 議案第53号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第54号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算について
 - 議案第55号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について
 - 議案第56号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
 - 議案第57号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算について
 - 議案第58号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算について
 - 議案第59号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
 - 議案第60号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
 - 議案第61号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
 - 議案第62号 平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長（増田宗利君） 日程第9、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算についてから、議案第62号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、関連する議題でありますので、以上11件を一括議題といたします。

事務局に一括して委員会審査報告書の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（増田宗利君） 朗読が終了しましたので、所管の委員長報告を求めます。

まず、はじめに総務文教常任委員長富澤豊君。

(総務文教常任委員長 富澤 豊君登壇)

総務文教常任委員長 (富澤 豊君) 本定例会において、総務文教常任委員会に付託された、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算のうち、歳入全般、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について及び議案第60号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月14日、午前10時より委員全員、当局から教育長、担当課長、支所長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第52号のうち総務文教常任委員会付託分の上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された議案第52号のうち総務文教常任委員会付託分は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号の上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された議案第60号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長 (増田宗利君) 次に厚生常任委員長馬場春夫君。

(厚生常任委員長 馬場春夫君登壇)

厚生常任委員長 (馬場春夫君) 本定例会において、厚生常任委員会に付託された、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算のうち、歳出第3款・民生費、第4款・衛生費について及び議案第53号から議案第56号、議案第58号の平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算、老人保健特別会計予算、介護保険特別会計予算、簡易水道事業特別会計予算、水道事業会計予算5件について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員全員、当局から担当課長、課長補佐及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程については、議案第52号のうち厚生常任委員会付託分の上程を行い、次に、関連する議案第53号から議案第55号の3件を一括して上程し、次に、関連する議案第56号、議案第58号の一括上程を行い、ただちに質疑に入りました。慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された議案第52号のうち厚生常任委員会付託分及び議案第53号から議案第56号、議案第58号の予算議案6件は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長 (増田宗利君) 次に産業観光常任委員長傳田創司君。

(産業観光常任委員長 傳田創司君登壇)

産業観光常任委員長 (傳田創司君) 本定例会において、産業観光常任委員会に付託された、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算のうち、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について及び議案第57号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算、議案第59号、みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算、議案第61号、みなかみ町スキー場事業特別会計予算、議案第62号、みなかみ町温泉事業特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

平成18年3月13日、午後1時30分より委員13名、当局から担当課長、課長補佐及び係長等の出席を求め審査を行いました。

まず、議案の上程については、議案第52号のうち産業観光常任委員会付託分の上程を行い、次に議案第57号を上程し、次に議案第59号の上程を行い、次に関連する議案第61号、議案第62号を一括して上程し、ただちに質疑に入りました。

慎重に審議をいたしました後に、これを終結し、討論、採決をいたしました結果、本委員会に付託された議案第52号のうち産業観光常任委員会付託分及び議案第57号の予算議案2件は、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第59号、議案第61号及び議案第62号の予算議案3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、委員長報告といたします。

議長（増田宗利君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第52号から議案第62号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番島崎栄一君。

（1 番 島崎栄一君登壇）

1 番（島崎栄一君） 借換債が14億円なんですけども、統合小学校の建設予想も大体3年間で14億なんですけども、この数字が大体同じなのは、何か関連があるんですか。

議長（増田宗利君） 総務文教常任委員長富澤豊君。

（総務文教常任委員長 富澤 豊君登壇）

総務文教常任委員長（富澤 豊君） その件につきましては、審議されませんでしたのでお答えできません。

議長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第52号から議案第62号までの質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 議案第52号、みなかみ町一般会計予算に反対の討論をいたします。

この予算は、3ヶ町村合併後初の総合的な予算であります。町村合併を行えば、スケールメリットがあると聞かされて、多くの町民は暮らしや福祉のための充実した施策が実施されるのではないかと大いに期待を寄せていたのではないのでしょうか。

しかし、現実には厳しく、この予算は町民の期待に沿えない内容となっております。

各種団体への補助金・助成金を一律50%カットしたことは、団体活動と文化活動の停滞を招くことは明らかであります。

私はこの間、水上地区の観光協会・商工会・旅館組合などのしかるべき人と面談をしてまいりました。反応は次のようでした。

「一律50%カットはいかかなものかと思う。観光地としての位置づけを研究してほしい。」「これからの問題であるが、活動を縮小するより仕方ないのではないか。」「率直に言って、困っている。人員整理は考えていない。社会的な約束は果たさなければならない。宣伝費を大幅に削ることになるだろう。」などでありました。当面する課題に困惑している

のが実態であります。

次に役場職員の身分待遇改定についても、私は正当性を認めるわけにはまいりません。

公務員は、労働基本権が制約されているのはご案内のとおりであります。それ故、その代償として、人事院があり勧告が出ます。役場職員の給料実質5.5%削減は、人事院勧告ではありません。

したがって、合法性に欠けるものと思います。「財政が厳しい」という三つ葉葵の印籠をかざしての合意であったのではないのでしょうか。やる気をなくしている職員がいるのではないかと危惧を抱くものであります。

新治統合小学校建設事業についても、一言ふれておきたいと思います。

この件については、多数の発言がありましたが、新みなかみ町には9つの小学校があります。その9校のうち最も新しいのが猿ヶ京小学校で、その次が須川小学校であります。統合により、この2つの教育的財産を失ってしまうのは、道理に欠けるのではないのでしょうか。

教育長は、「先見の明」という言葉もあると発言しておりましたが、住民合意のないままの統合に14億8千万円強を注ぎ込むことに対して、大きな疑問を感じているものであります。

次に、健康診断について発言しておきたいと思います。

各種検診は、一つは医療費抑制のため、加えて、地域住人が健康で社会活動、生産活動に従事するための保証であり、早期発見・早期治療を目的としております。この目的達成のため、旧利根村にあっては各種検診はすべて無料でありました。

町はこのほど、一部ガン検診の負担を500円から、1,000円にするとのことありますが、健康診断は、住民のためでもあり、町のためでもあり、義務でもあると考えられるものであります。受益者負担という発想が、入り込む余地はありません。

お年寄りへのインフルエンザ予防接種における自己負担1,000円を2,000円に引き上げることについても、同意できないことを申し上げておきたいと思います。

最後に、公共料金への消費税転嫁には反対であると申し上げます。消費税は国税であります。国民、町民は皆そう思っております。地方自治体の公共料金への消費税転嫁廃止を求めまして、私の討論といたします。

議長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

8番中村 正君。

(8番 中村 正君登壇)

8番 (中村 正君) 議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

今日の日本経済は、長引く不況・景気低迷を脱却し、緩やかな上昇気運にあるとのことですが、これは大都市や大企業の動向であり、未だに先行き不安がぬぐいきれない状況であります。

そのような状況下の中、町の18年度予算を見ますと、総額144億5,100万円と大型予算に見えますが、うち約14億円においては、借換債であり、実質約130億円となり、前年度に比較しますと合併前の3ヶ町村の予算額に相当いたします。

町長はじめ三役の報酬3割カットは、公約どおり実行される中、さらに町職員の給与についても減額の処置を執り、予算編成に当たっては並々ならぬ努力がうかがえます。

合併初年度にあって、町財政改革調査会や都市計画課を設けたことや合併特例債の有効

な活用を考えることは財政再建とまちづくりを停滞させない住民にとって、安心・安全のまちづくりへのさらなる一歩であることがうかがえます。

予算執行に対しましては、効率よい財政執行をお願いし、町政発展に向けて、町長の行政手腕に益々ご期待申し上げ、賛成討論といたします。

議 長 (増田宗利君) ほかに討論はありませんか。

1 番島崎栄一君。

(1 番 島崎栄一君登壇)

1 番 (島崎栄一君) 以前、新聞で町の借金の返済が収入の18%を超えた場合は新たな借金が出来ないというふうに決まったというのを見ました。それでみなかみ町の予算をいろいろ計算したんですけども、これはこれ以上もう借金できないなというふうに予想していました。予算が示されたんですけども、その18%に引かかるということで14億円の借換、5年間繰延べですね、それをしてさらにまた統合の建設の借金、それをねじ込むというふうなことが示されて、すごい無理をしているなと思いました。

町長の任期は4年です。5年間繰延べすると自分の責任においてするのではない借金をしてしまうということになります。5年後にですね、繰延べした14億円の借金の返済が始まります。さらにその間にした建設の借金の返済もまた始まります。

その他にもいろいろありますので、5年後が非常にこう苦しくなるというのを予想しています。議会や町長は、先を見据えてですね、予算を町の財政を大切にしなければ、この町が財政再建団体になってしまうのではないかとこののを非常にこう心配しています。

借金の繰延べというのは、今回非常に良くないなと思ひまして、この予算に反対したいと思ひます。

議 長 (増田宗利君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (増田宗利君) ないようですので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

これより議案第52号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第52号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計予算については可決されました。

これより議案第53号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41 番高橋光夫君。

(41 番 高橋光夫君登壇)

4 1 番 (高橋光夫君) 議案第53号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

このところ、国保加入者への負担増を求める一連の医療改悪が進められております。このため、深刻な受診抑制、治療中断が全国的に広がっているとされております。

国保滞納世帯は、厚生労働省の調査結果で、昨年6月時点で470万1,410世帯、資格証明書の交付は31万9,326世帯、短期被保険者証の発行は107万2,429世帯ということで年々その数が増大をしております。

このように今国民の医療を受ける権利、生存権が危機にさらされております。この深刻

な事態の中で今切実に求められているのは、保険料引き下げや医療費軽減の措置であります。これを阻んでいる大本に国庫支出金の削減があります。

国民健康保険の総収入に占める国庫支出金は、1980年度には57.5%だったものが、2003年度には35%に激減したということでもありますから、これを計画的に元に戻すよう国に求めることが必要と考えます。

予算の内容については、独自施策もありますが、総じて、国の医療改悪の方向に沿ったものとなっておりますので本予算に同意することはできません。

反対を表明いたしまして討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

5番久保秀雄君。

(5番 久保秀雄君登壇)

5番(久保秀雄君) 議案第53号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算について賛成討論を行います。

国民健康保険を取り巻く状況は被保険者の高齢化や生活習慣病の増大等による医療給付費増加の一途をたどっております。また、国民健康保険税についても、景気の低迷などの要因によって厳しい状況が続いております。

このような状況の中にあつて、本町の国民健康保険事業の運営におきましても、地域医療の確保と町民各位の健康増進のための貴重な規範となりますことをお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

これより議案第53号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よつて、議案第53号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、可決されました。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番(高橋光夫君) 議案第54号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計予算について反対討論を行います。

老人医療保険制度は、この間、対象年齢を75歳以上に引き上げる医療費も定額負担から、定律1割負担へ、所得によっては2割負担にするなど、負担押しつけの改悪が進められてまいりました。このような負担増によって、高齢者の受信中断や受信抑制が広がっていることが、医療関係団体から指摘されており、受信抑制による健康悪化が国民的に広がりがねない状況も出てきております。

国が進める一連の医療改悪は、国民の健康を蝕み、国民の医療制度を根本から破壊するもので、到底容認できるものではありません。

したがって、国の医療改悪の方向を反映した予算には賛成できません。反対を表明いた

しまして討論を終わります。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

5番久保秀雄君。

(5番 久保秀雄君登壇)

5番(久保秀雄君) 議案第54号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算について賛成討論を行います。

現行の老人保険制度は、平成14年の老人保健法改正により対象年齢が段階的に70歳から75歳に引き上げられ、短期的には医療費の減少が見られますが、一人当たりの老人医療費は疾病構造の変化や医療の高度化、また急速な高齢化の進展を考え合わせると樂觀できない状況にあり、国においては平成20年度から新たな高齢者医療制度の導入を模索しているようです。

このような状況の中にあつて、本町の老人保健特別会計につきましても、事業運営は厳しさを増すものと思われませんが、なお、一層の充実した取り組みを期待し、健全な事業運営にご努力いただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

これより議案第54号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よつて、議案第54号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町老人保健特別会計予算については、可決されました。

これより議案第55号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

41番高橋光夫君。

(41番 高橋光夫君登壇)

41番(高橋光夫君) 議案第55号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

介護保険制度については、制度導入の当初から、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度が設けられていない欠陥が各方面から鋭く指摘されてきました。

制度の欠陥を是正するのは、もちろん国の責任であります。国がこれを行わないため、独自の減免制度を作る自治体が全国的に広がってきております。私も再三再四、独自の減免制度を求める主張を行ってまいりましたが、何の進展もありません。

この観点からも制度の基本的な欠陥が是正されないまま推移することには同意できませんし、今定例会における介護保険料の値上げにも反対を表明しております。

この立場からも本予算には賛成できません。反対を表明いたしまして討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

5番久保秀雄君。

(5番 久保秀雄君登壇)

5番(久保秀雄君) 議案第55号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

介護保険制度につきましては、介護保険計画の見直しの中で今何が必要なのか、どうすれば必要としていることに対応できるのかなどについて、推理考察し必要なサービス料を積み上げ予算に反映させていると考えます。

平成18年度予算ではまず、歳入において、条例の一部改正にあるように保険料の改正に伴い、所得段階を現行の5段階から6段階とし、低所得者の負担の軽減に努めたこと、税制改正に伴う不利益の対象者には緩和措置を講じ、不利益の解消に努めるなどの被保険者の負担増に対する軽減の配慮がなされたことについて、評価できると考えます。

また、歳出においては制度改正に伴う新たな施策として、予防給付制度の拡充、地域包括支援センターの設置、地域支援事業の導入などの予防事業に力点をおき、介護が必要な立場はもとより、お年寄りが介護を必要とせず、元気で生き生きとした生活が営めるような新しい事業を予算に盛り込んだことについて事業展開を大いに期待し、さらなる発展拡充を求めるところと考えます。

このような理由から私は本予算案に賛成をいたします。

以上申し上げまして、賛成討論を終わりたいと思います。

議長（増田宗利君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

これより議案第55号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、議案第55号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町介護保険特別会計予算については、可決されました。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 議案第56号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について反対であることを表明いたします。

水に消費税を課すべきではないというのが、私の主張であります。

間接税の高い西欧諸国にあっても、水には税を課しておりません。水ばかりでなく、食料品、文化教養娯楽費、新聞、雑誌、書籍等にも間接税はないと聞いております。

水への消費税廃止を求めまして、私の討論といたします。

議長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

これより議案第56号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（増田宗利君） 起立多数であります。

よって、議案第56号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計予算については、可決されました。

これより議案第57号について討論に入ります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 42番大坪 進君。

(42番 大坪 進君登壇)

42番(大坪 進君) 議案第57号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計予算に対しまして反対の立場で討論いたします。

本事業会計の歳入の構成比は、一般会計からの繰り入れが50%、町債が4分の1、使用料その他が4分の1で、歳出は公債費56%、下水道事業費36%、総務費7.4%と財政破綻の特別会計であります。この最大の原因は、国の無責任の公共事業押しつけと財見通しや投資効果を見捨てた事業計画にあります。

今後、計画される公共事業は、投資的効果を十分熟慮して実施すべきであります。

いずれにしても、本事業会計の使用料に消費税5%が転嫁されており、民主的税制の基本である生活費非課税の原則から逸脱するものであり、容認することはできません。

以上の立場から本議案は反対であります。以上申し上げまして討論いたします。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ないようですので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

これより議案第57号についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第57号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町下水道事業特別会計予算については、可決されました。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) 議案第58号でございますが、水への消費税転嫁を廃止するよう強く求めたいと思います。

討論の場を借りまして、もう一点申し述べさせていただきたいと思います。

町長は過日、合併したのだから、水道料金も平準化しなければならない旨の発言をいたしました。水道会計は、企業会計方式をとっております。水道課の職員は形式的ではありますが、団体職員となり、役場職員とは一線を画しております。

また、住民が利用している水は、水源も違えば、施設・設備も違います。したがって、水質や生産コストが違ってくるのは当然であります。

自治体により、水道料金に差がある理由はここにあります。

さらに、同一自治体にあっても、例えば旧境町では、地下水を利用している地域と、表流水を利用している地域では、水道料金が異なっていると聞いております。水の利用は、その地域に住む住民の特権でもあるわけですから、水道料金の均一化は大いに研究を要する問題であることを申し述べまして、私の討論とさせていただきます。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。
これより議案第58号についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（増田宗利君） 起立多数であります。
よって、議案第58号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町水道事業会計予算については、
可決されました。
これより議案第59号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。
これより議案第59号についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算については原案のとおり可決されました。
これより議案第60号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。
これより議案第60号についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。
これより議案第61号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ないようですので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。
これより議案第61号についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第61号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町スキー場事業特別会計予算に

については、原案のとおり可決されました。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ないようですので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

これより議案第62号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、平成18年度群馬県利根郡みなかみ町温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定について

議 長(増田宗利君) 日程第10、議案第66号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第66号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与について、6月期及び12月期の期末手当において、平成18年度から3年間、それぞれ0.2ヶ月ずつ年間で0.4ヶ月を減額する内容の特例条例を制定するものであります。

新年度の予算編成において、合併直後ということもあり、施設の統廃合や経常経費の削減などがまだ見込めず、大変厳しい状況にあり、事業の縮小や各種団体補助金の削減等を行わなければならない状況の中で、職員も理解を示し、賃下げの協力が得られました。

総額で1億円規模の削減を予定しており、期末手当の他に、時間外手当の縮小、管理職手当の2分の1の減額を行いますが、管理職手当の減額については、「職員の給与の支給に関する規則」を改正し対応することになります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

議 長(増田宗利君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第66号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

34番木村光一君。

(34番 木村光一君登壇)

34番(木村光一君) 議案第66号につきまして、ちょっと不明な点がありましたので、再度お

伺いたします。先程、議会運営委員会で聞いたんですが、条例が手元にないので分かりませんが、期末手当の特例の変更、その中で100分の140から100分の120になったのが、どういう手当なのか。

それから次の160が140になったのがどういうものなのか、100分の120から100分の100になったのがどういうことなのか、これは職員が非常に大変な協力の下にこの1億円を協力するわけですから、我々議員も、この3つの減が、どういう手当が減になるのか、町長からもあったのですが、どれに相当するのか分からないので、ここでお伺いしてきちんと明確に我々も認識し、職員に対する認識を深めたいと思っております、以上でございます。

議長(増田宗利君) 総務課長。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長(榎渕哲夫君) 質問にお答えいたします。まず、期末手当につきましては、前年度において4.45ヶ月出ていたものを0.4ヶ月カットするというものです。それから、残業手当については、予算の範囲で圧縮をしまして、極力残業しない方向を取ります。それから、管理職手当ですが現在20%カットしております。それを50%カットしますので、支給が40%という状況になるかと思えます。

議長(増田宗利君) 34番木村光一君。

(34番 木村光一君登壇)

34番(木村光一君) この3つの項目は、今課長が答えた範囲の順番でよろしいんですね。

議長(増田宗利君) 総務課長。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長(榎渕哲夫君) 100分の40の関係でしょうか。その部分は期末手当だけの部分です。

議長(増田宗利君) 34番木村光一君。

(34番 木村光一君登壇)

34番(木村光一君) そうしますと、その1億の協力依頼に対して、期末手当・残業手当のカット、管理職手当の削減が凡そいくらかでトータル1億円になるのか、それを今一度お願いいたします。

議長(増田宗利君) 総務課長。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長(榎渕哲夫君) 時間外手当で3,200万円、管理職手当で1,400万円、期末手当で5,070万円ぐらいで、合わせて1億円ということです。

議長(増田宗利君) 34番木村光一君。

(34番 木村光一君登壇)

34番(木村光一君) 分かりました。ただ、減額された人の中で住宅ローンや教育資金など支出の多い人もおられると思われ、特に期間が3年間であり、職員から特別に配慮してもらいたいという人などはいなかったのでしょうか。

議長(増田宗利君) 総務課長。

(総務課長 榎渕哲夫君登壇)

総務課長(榎渕哲夫君) 生活給ですから、できれば他の手当ということでも要望もいただきました。

しかしながら、職員平等に減額できるような方法がいいのではないかとということで、今示したような数値になっております。

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第66号に対する反対討論の発言を許します。

40番小崎洋一郎君。

(40番 小崎洋一郎君登壇)

40番(小崎洋一郎君) この条例改正は、大変な痛みを職員に押しつけるものだというふうに思います。

よくこの種の問題で町長が報酬を削減したのだから、職員もやってもいいのではないかというそういう論理が展開されることがありますけれども、町長あるいは町の3役の報酬と労働者の月給とは、あるいは待遇とはこれはまったく別問題であるということを申し上げておきたいと思えます。

それから、この条例はもちろん労働権剥奪の代表機関としての人事院勧告ではございません。ただ、痛みだけを押しつけるものと、それから3ヶ年間の期限付きでありますけれども、これも大変重要な問題であると思うんです。

今年1年だけっていうんじゃなくて、向こう3年間、同じように継続して削減をすると、こういうことで働く者の立場にたって、私はこの条例には賛成できないことを申し上げまして討論といたします。

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

これより議案第66号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(増田宗利君) 起立多数であります。

よって、議案第66号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例の制定については、可決されました。

日程第11 議案第67号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議案第68号 平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(増田宗利君) 日程第11、議案第67号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第68号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまで、以上2件は関連する議案でありますので一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長 (増田宗利君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案第67号、議案第68号について一括してご説明申し上げます。

最初に議案第67号、一般会計補正予算(第4号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ770万円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億3,242万8千円とするものであります。

歳入の補正は、地方消費税交付金1,071万円増額、地方特例交付金1,981万円減額、地方交付税4億410万1千円の増額と、繰入金4億410万1千円の減額は、特別交付税が確定したため、財政調整基金からの繰入金を減額したものであります。

町債140万円増額、歳出の補正は、3款民生費10款教育費の財源振り替えは、第1保育園・水上中学校柔道場・月夜野幼稚園遊戯室・新治幼稚園のアスベスト対策改修工事を一般財源から、交付税措置のある起債に振り替えました。

9款消防費は、起債限度額の補正を伴う財源振り替えを行いました。10款高等学校総務費で470万円の減額補正は、交付税確定による精査分であります。12款公債費の償還利子300万円の減額は、精査によるものであります。

次に、議案第68号、簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,454万8千円とするものであります。

先に歳出からご説明申し上げますが、2款施設費111万3千円の補正は、水道管移設工事費の増額であります。この財源は、農政課で実施している元気な地域づくり交付金事業の町道大影～奥平線改良工事の補償料であります。

以上、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長 (増田宗利君) 以上で、提案理由の説明が、終了しました。

これより議案第67号から議案第68号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第67号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

これより議案第67号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

これより議案第68号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、平成17年度群馬県利根郡みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

議長(増田宗利君) 日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

産業観光常任委員会委員長より目下委員会において、審査中の事件につき会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業観光常任委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

議長(増田宗利君) 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より目下各委員会において、調査中の事件につき会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(増田宗利君) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長(増田宗利君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（増田宗利君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 平成18年3月第1回みなかみ町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る9日に開会以来、本日までの12日間の長きに亘り、各議案等についてご熱心にご審議賜り、誠にありがとうございました。

上程されました案件は、報告と条例改正、平成17年度旧町村各会計決算と平成17年度みなかみ町補正予算、更には平成18年度みなかみ町各会計予算等でありましたが、何れも原案通りご承認並びにご認定、ご議決を賜り心より厚く御礼申し上げます。

今年度予算は一般会計を始め各会計とも、新生みなかみ町として通年予算の編成でありましたが、国の三位一体改革に明るい兆しがなく、地方財政も先行き不透明の中での編成作業でありました。加えて、町村合併の効果が出せない中で経常経費は膨らみ、その反面、財政調整基金等が極めて少なく、予算編成そのものが危ぶまれました。

このような中で予算編成に臨みましたが、要求と実態の乖離が埋まらず、やむを得ず、職員給与は人事院勧告4.8%の削減に加えて、町独自で3年間4%の削減を職員組合にお願いをしました。

併せて各種団体等の補助金も50%削減をお願いし、更には県と金融機関のご理解とご協力で公債費の一部繰延べし、何とか辻褄合わせをしたというのが実態であります。

今や本町の行財政改革は焦眉の急であります。既存の組織を構造的に改革しないで、真の改革は不可能であります。

従って「改革のプロセス」を新年度早々に策定したいと考えております。更に物件費の削減は急務であります。その為にも指定管理者制度導入の促進を図り、利用率の低い施設等を閉館し、公用車の削減等にも積極的に取り組んでまいります。

行財政改革は痛みが伴いますが、「みなかみ町」を恒久的に発展させるためには、怯まず、恐れず、今こそ改革が必要であります。そして行政組織のスリム化を図り、改革によって捻出された財源を持って、健全財政に努めなくてはならないと思っております。

併せて「自治基本条例」を制定して住民参加を促し、地域産業の活性化と教育・福祉施策の充実を図り、芸術と文化の薫る町づくりをしたいとお願いいたしております。

現在、有識者による行財政調査会は行財政の実態把握に取り組まれていると伺っておりますが、改革提言につきましては実態の公表に併せて、歯に絹着せぬご指導をお願いする次第であります。

また、行政内部では、この4月から地域再生プロジェクトを発足させて、独自に「行政組織等の再編計画」と「夢のある町づくり」を具体化してまいります。併せて、新生みなかみ町民のコミュニティを構築して一体性のある町づくりを推進するために、今年から初夏のホタル鑑賞、夏の夜空を彩る花火大会、秋の町民体育祭等、各種イベントの開催をしたいと思っております。

また、社会資本の整備は厳しい財政状況下でありましても、国庫補助事業等に合併特例債を有効に活用して、懸案の事業や地域再生事業等を計画的に実施してまいります。

今年からは、水上地区は「温泉街再生事業」と温泉源確保に、月夜野地区は「都市計画事

業」と望郷ラインのアクセスに、新治地区は「小学校統合建設」等に、着手並びに事業化に向けて取り組んでまいります。

更に除雪体制については、今年度の豪雪を教訓にして地域住民との一体化を図り、特に月夜野地区では、一部職員による直営方式を取り入れてまいります。

今年度も議員各位には、町政各般にわたりご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

さてこの機会にお許しを頂き、いささか私の所感を述べさせて頂きたいと思っております。

日本の民主主義は人間に例えれば還暦を過ぎました。

今日までの経過を振り返りますと、幾多の歪みと矛盾を感じながらも、民主主義が守られてきたと実感しております。

民主主義の根幹は主権在民であり、自由と平等、そして多数決を説く政治原理であります。言うまでもなく町政の手法は、全町民で決めることが物理的に不可能であるために町議会議員を選び、予算等が議員の多数決で決まり、議決に基づいて町行政が進められる「議会制民主主義」の体制をとっております。

議会制民主主義は「多数決原理」と「少数意見の留保」から成り立つ考えであります、最も大事なことは「多数意見」が「少数者の自由と権利」を奪ってはならず、具体的には「基本的人権」を如何に守るかにあると思っております。

私は今日まで、この手法に疑問を持たず地方行政等に携わってきましたが、「小学校統合問題」や「町村合併問題」等について、その過程を見る時に、多数意見が少数者の基本的人権を侵害し、多数意見が町の存続を不可能にした時に、その責任は誰が取るのかと思いを巡らしております。

新治地区の小学校統合建設は、反対署名が3,500人以上あるのになぜ進めると言う人がいますが、「母校がなくなって寂しい」等と、ノスタルジックに捉えれば反対署名は増えると思っております。

しかし、この場合の主人公は少数派であっても「小学生とこれから小学生になる子供達」であり、更には「子供達の権利や望みを代弁する親達」であります。

言うまでもなく小学生の基本的人権は、心身共に立派に成長するために、良い環境で「教育を受ける権利」であり、何人もこの権利を奪ってはならないと思っております。

旧新治村議会、現みなかみ町議会は、子供達の権利を守り、併せて子ども達の未来を考えて統合小学校の建設をご議決頂きましたが、子供達にとっても、町の財政運営からも、最良の選択であったと感謝をいたしておるところであります。

そこで、統合小学校の建設をやめて、桃野小学校の体育館をという一つの議論がありました。新治統合小学校をやめて、この体育館が果たして出来るのでしょうか。

桃野小学校の体育館につきましては、ご質問にもお答えいたしておりますけれども、今のところ合併特例債は使えません。合併特例債が使えないとなりますと、文部科学省の補助事業と一般財源ということになるわけでありまして、多額な一般財源が必要となります。ところで小学校の統合問題についてはどうかといいますと、これは予算等におきましてもご審議いただきましたように、文部科学省の事業と特例債と一般財源ということになっておりまして、この文部科学省の単価設定がなかなか決まらない、場合によっては現状との格差が出てきます。それら等につきましては、一般財源でその補填をしなければならないという問題から、3億円以上の一般財源が必要であろうというふうに理解をしながら、今日までこれに対する取り組みをしてまいりました。

しかし、これでは負担そのものが多くなるから如何にしてこれを少なくできないかとい

うことで、取り組んできたわけでございますけれども、その取り組み方は文部科学省の補助金の残を合併特例債を使えるようにできないかということで取り組んできているわけでございます。

この取り組みにつきまして、総務委員会にもお諮りをして、陳情等をする事について、ご了解をいただいたわけでございますけれども、幸いにしまして、陳情に行く前にですね、大阪の副知事であり総務省の審議官であり現在参議院議員であります森本参議院議員にお会いする機会がありまして、この問題についていろいろとお願いをしてきました。

結果としまして、補助残について合併特例債は使えると、合併特例債の枠の中でありますから、その枠内であるならば、特例債を使えるということになりました。そういう一つのお話を伺って実はほっといたしておるところでございます。

そうなりますと、この論議は15億円、小学校にかかるという話でありますけれども、なかなか文部科学省も補助金等、基準等は決まらないようでありますけれども、20%ぐらいは補助金を付けてくれるのではないかなというふうに今想定しております。

そう想定いたしますと、3億円が補助金としてもらえる、残りが12億円になります、この12億円が特例債で使えるということに今度はなったわけで、今のところなるという一つのお話を伺っておりますから、そうしますと12億円の5%があれば、要するに学校建設が出来るわけです。12億円の5%と言いますと、6千万円ですか、要するに6千万円あればこの学校の建設が出来るということです。

そこで、この統合小学校をやめてですね、桃野小学校にとってみても6千万円しか出ないわけですから、6千万円では到底桃野小学校体育館はできませんということになるわけです。

しかし、教育環境施設でありますから、現状は決して良いとは思っておりません。

これをどのようにしていくか、これから議員各位といろいろと議論しながら、その方向を決めていきたいというふうに考えておりますのでぜひご理解をいただきたいというふうに思うわけですが、請願等に伴いまして、そのようないろいろな議論がありましたので現状をお伝えしておきまして正しい一つの情報を町民の皆さん方にお示しをして頂きたいというふうに思う次第でございます。

次に町村合併問題についてであります。この問題が発生してから西部3町村の議員と首長は、「合併懇談会」を10数回開催し議論を重ねてきました。

そして、平成16年5月7日開催の合併懇談会で、西部3町村での合併が決定されました。私はあの時の感激を今でも忘れませんが、出席者各位の知恵と努力と勇気によって、新生「みなかみ町」誕生へのスタートが切られました。

この間、法定協議会での審議・住民説明会・廃置分合議決等、正に紆余曲折の道程でありましたが、議員各位のご決断とご指導、更にはお力添えによって所期の目的を達成することができました。

言うまでもなく町村合併は、「合併特例法」に基づく改革であり、「アメ」も「ムチ」の制裁も承知をいたしておりました。

そこで私は、モータリゼーションの発達と情報化社会の恩恵を享受する今日、「昭和の大合併」の枠組みに囚われずに、むしろ行政体を大きくしてスケールメリットを図るべきであり、財政力の弱い町村はこの機会に合併を選択することが賢明であると判断をしました。

今日までの過程には、町村合併の決定は「住民投票」に委ねるべきとする意見もありました。しかし、私の主張は、一貫して「議会制民主主義」を遵守し、議会の権能と責任に

において結論を出すべきであると訴え続けてまいりました。

今思うことは、「住民投票」をして合併反対の意思表示が過半数を越えたとしたら、どうなっていたらと言うことであります。

恐らく、平成18年度の予算編成ができないところも出たでしょうし、その時は誰が責任を取るのかということでもあります。

幸いにも理解ある議員各位のご議決で、この危機を回避することができました。

民主主義は素晴らしい理想的な体制を作ることであると思いますが、反面、歴史的に見ても煽動によって支持が変り、主権在民が操られて戦争に導かれたこともありました。

いずれにしても議会制民主主義を遵守する私達は、公選によって選ばれた者が身命を賭して決断し、その責任で町民の負託に応えることに他ならないのであります。

前述した問題も、理解ある議員各位の良識あるご判断とご議決によって、町民の負託に応えることができたと確信をいたしておるところであります。

さて、みなかみ町議会は財政逼迫の折から、町村合併に伴う在任特例期間を7ヶ月間という極めて短い期間とされましたが、いよいよ残任期間も1ヶ月余りとなりました。

議会議員各位には、常に住民福祉の向上を念頭におかれて、少子化の実態を憂い、教育環境の整備にご理解を頂きました。更には観光・農業を始めとする地場産業の振興・発展にご尽力されると共に、愛郷心を持って大局的な見地から新生みなかみ町のために大きくご貢献くださいました。誠に有難く心から感謝を申し上げる次第であります。

そして、新生みなかみ町誕生に向けての熱誠溢れるお取り組みと、そのご功績は末永く「みなかみ町政」に輝き続けるものと確信をいたしております。

今後においては、引き続き立候補される方、また後進に道を譲られる方、それぞれであると思いますが、引き続きご出馬される皆さんには、ご当選の榮譽を勝ち得ていただき、再び議場でお目にかかれることをお願いいたしております。

また、今期を持ってご勇退される皆さんには、議会を離れましても在任中と変わることなく、「みなかみ町政」に対しまして暖かいご指導とお力添えを心よりお願い申し上げます。

結びにあたり議員各位のご健勝とご多幸をそして今後益々のご活躍をお祈り申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（増田宗利君） 本日ここに平成18年第1回3月みなかみ町議会定例会を閉じるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今回提出されました議案は、膨大な予算案を始め各種条例の改正等、多数の重要議案について収支極めて議員各位の真剣なご審議により無事閉会の運びとなりましたことに議長として厚く御礼申し上げます。

また、町当局各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、今会期中の各議員の意見を十分尊重しつつ町政各般における向上を期しさらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

さて、議場において皆様方と顔を合わせることも本日をもって最後になるものと思いますが、次の新生みなかみ町議会に立候補を予定されている方々を始め、ご勇退される議員各位にも今後益々健康に留意されましてみなかみ町発展のためご指導ご協力あらんことを切にお願い申し上げます。

さらに再出馬を予定されている議員各位におかれましては全議員が当選の栄位を得られ、再び全員顔を合わせますよう格別のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げます。

なお、私は皆様のあたたかいご理解とご支援のもとに、ようやくその重責を果たしてまいりましたが、私の未熟なため皆様に対しご迷惑をおかけすることも多かったとは存じますがここに深くお詫びを申し上げる次第であります。とともに心から感謝申し上げる次第であります。

最後に新生みなかみ町の一層の発展と町民の皆様方のご多幸を心からお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。

閉 会

議長（増田宗利君） これにて、平成18年第1回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（ 15 時 10 分 閉会 ）